

Q9.調停における和解合意に執行力を付与することについて、貴ADR機関の考えに近いものはいずれでしょうか。

○全体の回答

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	24事業者	(15.7%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	89事業者	(58.2%)
3.執行力を付与することには反対である。	27事業者	(17.6%)
無回答	13事業者	(8.5%)

●認証紛争解決事業者（認証ADR）の回答

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	23事業者	(19.2%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	69事業者	(57.5%)
3.執行力を付与することには反対である。	19事業者	(15.8%)
無回答	9事業者	(7.5%)
回答者数	120事業者	(100.0%)

●ADR法の認証を受けていない事業者（非認証ADR）の回答

1.無条件で執行力を付与することに賛成である。	1事業者	(3.0%)
2.一定の条件の下に執行力を付与することに賛成である。	20事業者	(60.6%)
3.執行力を付与することには反対である。	8事業者	(24.2%)
無回答	4事業者	(12.1%)
回答者数	33事業者	(100.0%)

Q10.（Q9で2を回答したA D R機関のみ回答してください。）

執行力を付与する条件として、貴A D R機関の考えに近いものはいずれでしょうか（複数回答可）。

○全体の回答

1.和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	60事業者	(67.4%)
2.裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	28事業者	(31.5%)
3.一定の種類の紛争や合意内容（例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など）を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	13事業者	(14.6%)
4.当該A D R機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	14事業者	(15.7%)
5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。	6事業者	(6.7%)

●認証紛争解決事業者（認証A D R）の回答

1.和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	46事業者	(66.7%)
2.裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	23事業者	(33.3%)
3.一定の種類の紛争や合意内容（例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など）を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	8事業者	(11.6%)
4.当該A D R機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	8事業者	(11.6%)
5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。	5事業者	(7.2%)
回答者数	69事業者	(130.4%)

●A D R法の認証を受けていない事業者（非認証A D R）の回答

1.和解合意の双方当事者が執行力を付与することに合意し、その旨が和解契約書に記載されていることを条件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	14事業者	(70.0%)
2.裁判所の執行決定を経ることを要件とするなど、一定の公的な機関による事後的な審査を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	5事業者	(25.0%)
3.一定の種類の紛争や合意内容（例えば、消費者が事業者に債務を負う内容の和解をする場合など）を外すのであれば執行力を付与することに賛成である。	5事業者	(25.0%)
4.当該A D R機関の選択を要件とするのであれば、執行力を付与することに賛成である。	6事業者	(30.0%)
5.下記の空欄に記載した条件を付すのであれば、執行力を付与することに賛成である。	1事業者	(5.0%)
回答者数	20事業者	(155.0%)

Q11.（Q9で3を回答したADR機関のみ回答してください。）

調停による和解合意に執行力を付与することに反対する理由として近いものはどれでしょうか（複数回答可）。

○全体の回答

1.調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	6事業者	(22.2%)
2.Q4の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	15事業者	(55.6%)
3.私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	25事業者	(92.6%)
4.執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	7事業者	(25.9%)
5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	4事業者	(14.8%)
6.（1～5以外に）下記の理由により執行力の付与に反対である。	3事業者	(11.1%)

●認証紛争解決事業者（認証ADR）の回答

1.調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	2事業者	(10.5%)
2.Q4の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	9事業者	(47.4%)
3.私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	16事業者	(84.2%)
4.執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	4事業者	(21.1%)
5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	1事業者	(5.3%)
6.（1～5以外に）下記の理由により執行力の付与に反対である。	1事業者	(5.3%)
回答者数	19事業者	(173.7%)

●ADR法の認証を受けていない事業者（非認証ADR）の回答

1.調停による和解合意に執行力を付与するニーズがない。	4事業者	(50.0%)
2.Q4の1～3のような代替手段が存在しているため、調停による和解合意に執行力を付与する必要がない。	6事業者	(75.0%)
3.私的自治や任意性が重視されるべきADR機関における調停には、執行力はなじまない。	8事業者	(100.0%)
4.執行力を付与することにより、応諾率や和解成立率が低下するおそれがある。	3事業者	(37.5%)
5.悪質な事業者が無知な消費者をだまして和解合意をさせるようないわゆる濫用事例が発生する可能性がある。	3事業者	(37.5%)
6.（1～5以外に）下記の理由により執行力の付与に反対である。	2事業者	(25.0%)
回答者数	8事業者	(325.0%)